

(整理番号 616)

大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第1回大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年8月23日(金)
午後5時08分から同6時20分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 2 名
労働者を代表する委員 3 名
使用者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
 - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 審議の進め方について
 - (3) 審議資料について
 - (4) 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
 - (1) 部会長に岸本委員、部会長代理に衣笠委員が選出された。
 - (2) 今年度の大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
 - (3) 事務局から専門部会における審議の進め方について説明が行われた。
 - (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
 - (5) 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - ・労働者代表委員からは、自動車産業は日本における重要な基幹産業であり、大阪の発展に欠かせない産業であること及び物価上昇下に

において特に低賃金労働者の生活の安定を図ることにより労働力を十二分に発揮し、生産年齢人口が減少する中で優秀な人材を確保することからも、事業の公正競争を確保しつつ自動車産業の魅力向上を果たしうる、優位性を持った特定最低賃金の改正が必要である、との主張がなされた。

- 使用者代表委員からは、自動車大手及び主要部品メーカーの本年3月の決算は円安等の影響もあり好調であったが、拡大する認証不正の問題、中国での苦戦、労務費・材料費等の高騰及び為替の影響などから、経営の見通しは依然厳しく、一方で、本年春季交渉の結果、賃上げ額の加重平均は昨年を上回る15,616円、賃上げ率は昨年を上回る5.17%となり、特に賃上げ率が5%を超えたのは1991年以来33年ぶりであることから、自社判断で賃上げは十分に行われていることとして、特定最低賃金の改正は必要ない、との主張がなされた。
- (6) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。